

富山市広告掲載基準

平成 19 年 1 月 11 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、富山市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、広告媒体に掲載できる広告に関する基準を定めるものとする。

(業種又は業者の基準)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定する貸金業
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 22 号）第 1 条に規定する学校以外の教育施設
- (4) 利殖を目的とした投資のあっせん勧誘を専ら行うもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (9) 訪問販売等に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する通信販売、訪問販売を主たる事業とし、店舗等を有しないもの（特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟しているものを除く。）
- (10) 市の指名停止措置を受けているもの
- (11) 占い、運勢判断に関するもの
- (12) 興信所・探偵事務所等
- (13) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (15) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (16) 各種法令に違反しているもの
- (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(広告内容の基準)

第3条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他の者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- キ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心をあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの
- ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサ

ービスなどを奨励、保証、指定等をしているかの表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第4条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、富山市広告事業実施要綱及びこの基準、その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を広告を掲載しようとする者に求めることができる。

2 広告を掲載しようとする者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

附 則

この基準は平成19年1月11日から施行する。

附 則

この基準は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日から施行する。